会議録(要旨)	
会議の名称	令和5年度 第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会
日時	令和5年12月1日(金)午前10時から11時55分まで
場所	瀬戸市役所 庁議室
	【委員長】 宇都宮 みのり (愛知県立大学 教育福祉学部)
	【副委員長】 池戸 智美 (特定非営利活動法人 ハッピーリング)
出席委員(敬称略)	成田 孝男 羽間 弘美 岡元 洋子 榎本 博文 水野 大介 中島 史恵 住田 敦子 伊里 みゆき 近藤 幸市 中島 正二 (瀬戸公共職業安定所) (瀬戸市教育部 学校教育課) (愛知県瀬戸保健所 健康支援課) (尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト) (公立陶生病院 医療ソーシャルワーク室) (瀬戸市健康福祉部 児童発達支援センター) (社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会) (瀬戸市民生委員児童委員協議会) (瀬戸市民生委員児童委員協議会)
	浦塚 玉喜 尾関 亮三 井上 雄裕(瀬戸市障害者団体連絡協議会) (シンセサイズ中部・当事者)
参 加 者	竹田 晴幸 (尾張東部圏域地域アドバイザー) 川上 雅也 (NPO法人サポート&ケア) 森 寛之 (瀬戸市障がい者相談支援センター) 藤掛 順子 (同上)
欠席委員	なし
事務局	社会福祉課長 稲垣 宏和 社会福祉課長補佐 長谷川 さと美 社会福祉課専門員兼係長 高田 裕司 社会福祉課福祉係主任 小林 由佳 社会福祉課福祉係主任 廣瀬 冴香 株式会社サーベイリサーチセンター 杉田 純一
	なし
議事内容	
開会	
事務局	(あいさつ)
委員長	お忙しい中お集まりくださいまして誠にありがとうございます。今から1時間半か2時間ぐらいをご一緒に協議をしていきたいと思います。 本日の協議事項は1点でございまして、瀬戸市障害者福祉基本計画(第7次)のみでございます。時間の許す限り、皆様からよりよい計画となりますよう、皆さんのご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
1 瀬戸市障害者	福祉基本計画(第7次)(案)について【資料1】
委員長	それでは、早速、次第に入っていきます。次第の1、瀬戸市障害者福祉基本計画(第7次)(案)について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(説明)
委員長	ご説明ありがとうございました。
	3つの計画を一体的に策定していくという計画案について、ご説明いただきました。

委員長	基本的に第6期の計画を踏襲しながら、昨今の社会情勢や市民ニーズをくみ取って追
	加した計画であるというのがポイントかと思います。
	これから、この計画案についての協議に入っていきたいと思います。
	まず、質問事項の確認したい事項を出していただいて、それに対する質疑の後、この
	計画案に対する修正の意見、提案等のご意見をいただくという順番で進めたいと思い
	ます。よろしくお願いします。
	それでは、まず、確認事項、ご質問等がありましたらお願いいたします。
委員	資料57ページ「(5)保健・医療サービスの充実」にて、精神疾患への理解促進と健康相
	談への実施ということですが、学校教育の中で具体的にカリキュラムが組まれている
	ものなのかどうかということを1つご確認したいです。
事務局	計画の取組内容につきまして、学校教育のカリキュラムにはめ込んだというものでは
	ございません。今後6年間の方向性を定めた計画でございます。
委員	前回もお話したかと思いますが、統合失調症の発症時期というのは、中学生、特に思
	春期の頃が一番多くなります。
	去年の春から高校で保健体育の授業で内容が教育改革に入っておりますが、中学生で
	もカリキュラムが組まれないと意味がありません。直ちに実施していただきたいと強
	く思っております。
事務局	学校教育上のカリキュラムの中に組み込んで、早期に実施を依頼するということは
	中々に困難ではありますが、ご意見として頂戴したいと思います。
委員	お尋ねしますが、療育手帳の所持者数についてどこかに載っていましたか。
事務局	ご覧いただいている資料の15ページに、療育手帳所持者の状況という調べがござい
	まして、令和5年度で1,095人になります。
委員	ここのところ、急に療育手帳の保持者が増えたような気がしていましたが、現在は1,
	000人を超えているのですね。50歳くらいの長男が中学時代に療育手帳を取得した
	ときには、300~400人ほどだったと記憶しています。
	計画案を拝読して、きれいごとが書いてあるだけのように感じました。現状を把握し
	て、実のある計画になると良いと思います。
委員長	本当に40年前と比べると、確かに障害のある方の人口がかなり増えているというの
	が分かるというふうに思います。
	この計画案には、瀬戸市が進めていく障害者施策の基本方針が書かれておりますけれ
	ども、本当にこの計画が実を伴って、一人一人に対して推進されていくという次の段
	階が、大事だなというふうに思います。
壬 巳	ご意見ありがとうございました。
委員	まずは3ページの関連計画図についてですが、そこに記載のある「地域福祉活動計
	画」については、行政と一緒に社会福祉協議会が作成したものになります。介護の計 悪では「社会短礼協議会」しい。記載なしていただいているより思いますので、これ
	画では「社会福祉協議会」という記載をしていただいているかと思いますので、こち
	らの計画も同様にお願いします。 そして、53ページ「基本目標1 いつまでも地域で生き生きと暮らせるまちづくり」
	で、全世代型地域包括ケアシステムの構築についての記載がありますが、どのような
	繋がりがあるのかが見えませんでした。「相談支援体制の強化」というところで、
	「障害者のみならず高齢者や子ども等、全世代に対しての相談窓口を充実していく」
	「障害有のみならり同断有や丁とも等、主直へに対しての相談だけを允美していく」 という認識で落とし込みがされているのか、確認したいです。
事務局	3ページについては、パブリックコメント用の計画案に「瀬戸市社会福祉協議会」の
于7万/HJ	3 フについては、バブックラコメント用の計画系に「傾声巾任去幅性励機去」の 記載を追加いたします。
	153ページについては、今年4月に全世代型地域包括ケアシステムの推進担当参事を配置
	し、事業を進めております。この計画案では、ゆりかごから高齢者に至るまで幅広く
	相談体制を整え、いつまでもこの地域で安心して暮らしていただけるまちづくりを目
	指すという観点から、全世代型地域包括ケアシステムという文言を記載しておりま
	す。本計画の上位計画である「地域福祉計画」にも当然記載をしていくことを視野に
	入れております。
L	1 · · · · · · · · · · · · · · · ·

事務局	国からは、まずは精神疾患に対応した地域包括ケアシステムの整備について言われて
	おりますが、今後、子ども・子育て、障害、高齢、それから生活困窮も含めた全てに
	おいて、包括ケアシステムという形で支援をしていくような仕組みにしていきたい、
	というのが今の考え方であると記憶しております。
委員	内容は分かりました。ただ、具体的な基本目標の相談支援体制の充実というところ
	に、その意味が含まれているという理解でよろしかったですか。
事務局	今後の体制として、相談支援のところで全世代型というものを目指していくというこ
	とを考えております。
委員	2点質問があります。
	まず1点目は、57ページ「(5)保健・医療サービスの充実」の一番上に「障害の原因と
	なる疾病等を予防するため、学校における性教育の授業を行う」という記載がありま
	すが、どの学校の誰に対して行うのか、また、性教育の授業を行い防ぐことが出来る
	障害の原因となる疾病とは何か、と疑問に思いました。
	次に2点目ですが、62ページに記載のあるボランティア活動に関することについて、
	社会福祉協議会で色々と実施していることに対する協力なのか、別に事業を展開する
700	のか、どちらになるのでしょうか。質問させていただきたいです。
委員長	ありがとうございます。今の2点について、いかがでしょうか。
事務局	まず、57ページに関するご質問については、この場での回答が出来かねますので、改
	めて確認をして、後日委員の皆さまにご回答させていただきます。
	申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。 それから、62ページに関するご質問については、現在、社会福祉協議会へ市から助成
	金を出してボランティア活動の支援をしておりますが、その位置づけの中での取組み
	を実施していくということを想定しており、現段階で新たに事業を展開するという予
	定はございません。
委員	ボランティア養成講座については、別に開催をするものになるのでしょうか。
事務局	ここの記載は、施策の展開や取組の見通しとして書いておりますので、事業単位での
子 7为/印	ことについては踏み込んだところまでお答えがこの場ではしづらいものですが、そう
	いったところを目指していきたいとは考えております。
委員	まず1点目ですが、55ページ「(2)親亡き後の支援体制の構築」の中に「成年後見制度
	の利用促進」という記載がありますが、お金の管理や支援について、社会福祉協議会
	で行っている日常生活自立支援事業も、成年後見に至る前のタイミングでは使われる
	ことも多いと思われますが、この事業についてどのようなお考えを持っておられるか
	ということをお聞きしたいです。
	2点目ですが、先ほどお話にあった地域包括ケアシステムについて、まずは精神疾患
	にも対応したものを、ということであったかと思いますが、その「にも包括」に関す
	る記載はどこにありますでしょうか。
事務局	まず、55ページに関する質問については、成年後見制度と日常生活自立支援事業のど
	ちらが必要になるか、ケースに応じて判断しておりますので、現行計画と変わりな
	く、今までどおりどちらも活用してまいりたいと考えております。
	2点目の「にも包括」に関してですが、国の基本指針に基づいた本市の目標につい
	て、66ページに記載をしております。内容に一部変更があり、本日はお手元に差し替え後の次になる。
	え後の資料をご用意しております。また、活動指標については、71ページに記載して
	おりますので、ご確認ください。 3点質問と、1点お願いがございます。
女只	まず1点目、55ページ「(2)親亡き後の支援体制の構築」に関して、親亡き後の生活の
	場はグループホームや自宅などを想定していると思いますが、グループホームを運営
	する法人をどう育てていくか等について、何かお考えはあるのでしょうか。
	次に2点目、61ページ「(2) 虐待防止体制の構築」に関してですが、虐待をする親や周
	囲の人間は、そもそも自分の行為を虐待と気づいていないと思います。「これは虐待
	ですよ」ということをどのような形で伝えると良いか、個人的には子どもたちに「自
L	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -

委員	分がされていることは虐待なんだよ」ということを伝えるのが一番早いかと思います
安貝	- 1
	が、そのあたりについてお聞きしたいです。
	3つ目、64ページ「(3)防災体制の整備」について、学校の体育館に多目的トイレを設し、
	置していると言われる一方、実際に体育館へ行くと入り口には段差があり、避難生活
	を送る際には体育館内から出られないのではと気になりましたので、避難所内の動線
	確保について具体的に計画に落とし込まれているのかお聞きしたいです。
	最後にお願いごとですが、54ページ「基本目標3 障害理解を推進するまちづくり」の
	中に、障害者を巻き込んだ教育として当事者が話せる機会が欲しいと思います。当事
	者やその家族が直接学校に行ける場合は良いのですが、重度の方は行くことが難し
	かったり、精神疾患のある方は直接顔を合わせることが辛いという場合もあると思う
	ので、オンラインでも出来る体制づくりをしてもらえればと思います。
事務局	障害福祉の事業所を運営する法人や、そこで従事する職員の育成については、主とし
	て都道府県単位で取り組みをしておりますので、市職員が講師として教育に携わるこ
	とは、ノウハウとしても持っていないのが正直なところです。
	また、NPO法人に関する認可は愛知県が行っており、社会福祉法人については、設
	立認可を瀬戸市で行っておりますが、運営内容そのものについて、質の向上に寄与で
	きるような機関にはなっていない現状であることをご理解いただきたいです。
委員	NPO法人の認可は県が行っていることは把握しておりますが、法人を育てていかな
	いと今後先細りになっていくとおもいますので、ぜひ育てられる仕組みづくりを考え
	ていただければと思います。
事務局	ご意見として頂戴したいと思います。
	それから2つ目について、虐待防止に関するところですが、啓発用パンフレットを昨
	年度に調達いたしましたので、今後配布していこうと考えております。
委員	子どもでも分かりやすい内容のものでしょうか。
	特別そういったことはございません。
3 3/3//3	「虐待」という行為そのものを、子どもたちにどのように知らしめるのかというの
	は、福祉の部局だけではなかなかできませんので、今後教育委員会と相談しながら、
	今後、機会を得てやっていくことになろうかと思います。
	具体例としては、障害理解の関係で行っている出前講座で、テーマを虐待という方向
	にしていくことを視野に入れながら、検討したいと思います。
委員	ぜひともお願いします。
事務局	3点目につきまして、投票所として使用する体育館については、選挙管理委員会でス
学 场问	ロープを用意しておりますし、それ以外の体育館についても、真に効果のある障害者
	施策の中でスロープの作製を行いました。そのスロープは、行事でも使用していただ
	いて構わないという話をしておりますので、委員が学校に行かれた際には、スロープ
	があるにも関わらず使用されていなかったのではないかと思います。
	それから、当事者が話をできる機会を、とのことですが、本日資料として配布してお
	ります広報せとで、障害者週間の取組の一環として、委員の皆様のご協力のもと特集
	記事を掲載させていただきました。こうした取り組みを一つずつ積み上げ、障害理解した批准さればないによっているない。
	を推進する機会を作っていきたいと考えております。学校関連の話については、先は
	ども申し上げましたとおり、施策を進める中で教育委員会と相談させていただくとい
	うところで、回答はとどめさせていただきます。
委員長	ありがとうございます。
	それでは、後半残り30分ぐらいかけましてご意見をいただいていきたいというふう に用います。 今のご毎間、確認東頂を吹まって、修工ですよか規案東頂についてご音
	に思います。今のご質問、確認事項を踏まえて、修正ですとか提案事項についてご意
	見賜りたく思います。既に今の時間で出ているものがありましたので、それについて
	はお伝えしたいと思います。幾つか出ておりました。1つ目が提案ですが、精神障害
	のある人の理解促進について、中学生に対してもカリキュラムに含めてほしいという
	ご意見が出ておりました。早期の実施は難しいかもしれないがということでございま したけれども、委員がずっと言い続けておられるご意見ですので、これもきちんと踏

~	
委員長	まえていただきたいと思います。
	2つ目に出ましたのが、理念で終わらないように実のある実行にすることが重要であ
	るというご意見をいただいております。
	3つ目ですが、グループホームを運営する法人や、人材を育てていく仕組みを取り入
	れてほしいということのご意見もいただいております。
	それから4つ目、虐待の事実というものを分かりやすく子供に伝えていくといったこ
	とのノウハウの開発や、具体的に進めていけるような施策を求めておられるご意見が
	ありました。
	あとは、障害理解促進の視点で当事者が語れる機会について、今もなされておられる
	ということですが、もっと増やしてほしいということのご意見がございました。
	既にご質問された方も、事務局の回答を受けて、改めて修正提案等ございましたら、
	挙手いただけたらと思います。
委員	第2章の市民アンケート結果について、青色背景の箇所等見づらい部分があるので、
	色を変える等してもらうと見やすくなるかと思います。
	次に58ページについて、ここだけ「子供」という表記になっています。他は全て「子
	ども」なので、表記ミスであると思いました。
	3点目が、57ページの性教育の授業のところです。回答は後日いただけるとのことで
	すが、障害のある子たちへの性教育の授業はとても大事であると思いますけども、そ
	の前部分の障害の原因となる疾病を予防する、というところは不要ではないでしょう
	か。これが原因で障害になってしまった人がいますよ、とのように受け取れるので、
	なくてもよいのではないかと思いました。
	最後に、同ページの「(6)文化芸術・スポーツ活動の推進」について、本日、後ほど説
	明させていただく障害者の生涯学習事業にずっと携わっておりますが、文化芸術やス
	ポーツ活動以外にも学びの部分は必要になってくるかと思いますので、「生涯学習」
	という文言を使ってまとめていただけるといいなと思いました。
	という文音を使うてよどのていたにいるといいなど心によった。 あと追加ですが、最後に追加される予定の用語集について、障害福祉の世界では当た
	めこ追加ですが、最後に追加される」「足の用語案に ラジ・て、障害価値の匿外では当た り前でも、一般の方には割と通じない言葉はありますので、皆さんに分かりやすく説
	明をいただけると良いと思いました。
委員	17ページ「(1)民間企業の雇用状況」について、令和3年及び4年の数値については厚
	生労働省が公表した確定値を基に算出しておりますが、令和5年については本省から
	の確定値の公表予定が12月下旬となっており、現在は暫定値という取扱いになってい
	ますので、「令和5年は暫定値である」という旨をどこかに記載していただけると助
	かります。
	あと、この資料の出どころについて、「瀬戸市公共職業安定所」とありますが、
	「市」は不要なので、「瀬戸公共職業安定所」にしてください。
事務局	事務局からこのようなことを伺うのは大変失礼かと思いますが、17ページのデータは
	各年6月1日現在という数値を掲載しておりますけれども、今年の数値はまだ確定値
	が分からないということでしょうか。
委員	6月1日現在の雇用状況を労働局のほうで取りまとめ、厚生労働省に報告をしており
	ます。今は厚生労働省にて内容が精査されている状況であり、今後、厚生労働省が公
	表した同日に愛知労働局から愛知県版という形で公表されるという位置づけになりま
	すので、令和3年と4年は確定値になりますが、令和5年は公表前の暫定値という取
	扱いになります。
東 敦巳	扱いになります。 この計画は現在素案で、パブリックコメントの段階では暫定値という扱いになるかと
事務局	
	思いますが、令和6年3月末に計画を策定する段階では確定値になるということでよ
マ.ロ	ろしいでしょうか。
委員	恐らく今年も12月下旬に公表されると思いますので、公表日以降でしたら、確定値を
	お示しできると思います。
委員長	最後の質問は、パブリックコメントを行う段階では暫定値と書いておいて、最終的に
	はその記載を取るという意味でしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。

委員長	分かりました。貴重なご意見ありがとうございました。
委員	先ほど他の委員からのご質問でもありました、53ページの基本目標1の説明文に記載
	のある「全世代型地域包括ケアシステム」に関してです。この内容は55ページ「(1)相
	談支援体制の充実」に関連しているかと思いますが、身近な地域で相談を受けられる
	体制の構築について、障害福祉サービス内で整備していくことは報酬の低さもあり
	中々厳しい状況です。
	また、人材の確保にも苦慮している中で、今回の計画に市として多世代、多機能型の
	システムを構築していこうという記載がされていますが、今後複数年にわたって計画
	に基づいて施策を推進していくことになるかと思いますので、障害福祉や介護分野
	と、地域の方が連携していける体制といいますか、何かしらの文言があると良いかと
	思いました。
委員	意見というより質問ですが、差し替え後の66ページに掲載されている表の見方につい
	てお聞きしたいです。「長期入院患者数」との表題で、実績値が89人、内訳として65
	歳未満が39人、65歳以上が50人かと思いますが、目標値の入院患者数が87人の場合、
	65歳未満と65歳以上の数値の合計が合わないため、一度ご確認いただきたいと思いま
	す。
	長期入院患者数の表の目標値として、基盤整備量(利用者数)の2人という数値が
T1///F3	入っているかと思われます。先ほどありました後日回答のご質問とともに、確認後に
	改めてご回答させていただきます。よろしくお願いいたします。
委員	この89人や87人と数値は、瀬戸市にある精神病院の長期入院患者という理解でよろし
	いでしょうか。
事務局	* 、 こ
事 伤问 	付足の利用に入尻されている力の人数ではなく、瀬戸川の力で相呼作利尻に入尻されて
委員	分かりました。
	先日、大阪精神人権センターの記念講演にも参加して話を聞きましたが、精神病院に
	限らず介護の病院や介護施設等、閉鎖的な空間では虐待はどうしてもついて回るもの
	ではないか、ということがございます。前回の委員会では、精神保健法第25条に基づ
	き適正な立ち入り検査を行っているというお話があったかと思いますが、これは事前
	に通告した上で立ち入り検査を行うとのことで、簡単に対策が出来てしまうと聞いて
	います。
	また、精神病院での虐待事件として逮捕された事例についても、別件で逮捕された看
	護師の携帯電話を確認したところ、虐待についても判明して立件されたというものに
	なります。この委員会で何かするということではないでしょうが、精神病院での虐待
* D	を防ぐためにも、厳しい目を向けていかなければならないと思います。
委員	今の意見に関連して、66ページに記載の87人、89人は、瀬戸市における入院患者数と
	いう理解で良いかということと、この方たちがどの病院に入院しているかを把握して
	いるのかということをお聞きしたいです。
	それから、この目標には長期入院の解消という意味合いも含まれるかと思いますが、
	地域への移行を目指すためには病院のPWSとの連携も必要になってくるかと思いま
	す。具体的な手法があれば教えていただきたいです。
	3点目ですが、虐待防止の取組について、他地域には高齢者障害者虐待防止ネット
	ワーク会議等を設置しているところもありますが、瀬戸市として何かお考えがあれば
	教えていただきたいです。
委員長	質問ですので、お答えをお願いいたします。
事務局	まず、89人、87人という数値には、瀬戸市民の方で、どこかの精神病院に長期に入院
	してみえる方という認識になります。ただし、どの病院に誰がいるということを厳密
	に把握できているわけではございません。入院に際して関わりがある場合は把握して
	おりますが、随分と前から入院してみえる方もいますので、大変申し訳ないですけれ
	ども全ケースについて把握はしておりません。また、長期入院解消のための具体的手
	法についても、今のところ予定していることは特にございません。

事務局	それから、虐待防止については、瀬戸市障がい者相談支援センターと連携し、事業所
7477HJ	に対しする研修会を、昨年度は尾張旭市と合同で、今年度は単独で実施する予定で
	す。管内でも問題となった事例がございましたので、ここについては、正直申し上げ
	て肝入りの事業として強化しているというところでございます。
委員	65ページ「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」の「本市の目標設定」というと
	ころで、令和4年度の施設入所者数71人は、瀬戸市で受給者証を発行している方の人
	数という理解で良いのかと、目標値の5人は県のニーズ調査に基づいた数値なのか、
	単にパーセンテージを乗算して出した数値なのか、どちらなのでしょうか。
事務局	71人については、おっしゃるとおり瀬戸市で支給決定した方の人数になります。
	目標値5人については、実績値71人に7%を乗算して出した数値になります。
委員	66ページに記載のある89人、87人の数値の根拠を教えてください。
事務局	愛知県から10月に発出された文書で通知があり、厚生労働省で算出された数値を基
	に、愛知県が各市町村の基盤整備量の試算を行ったデータを参照しています。
委員	基本理念の副題の中に「お互いに人格と個性を尊重しあいながら」という記載があり
	ます。尊重しあうためには、ご本人の思いがとても大事になります。55ページ「(1)相
	談支援体制の充実」には、「自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けるこ
	とができるよう」との記載がありますが、「自分がどう生きたいか、暮らしたいか」
	ということを決める意思決定支援についても、相談支援を中心に取り組んでいただき
	たいと思います。
	理念にも掲げられており、権利条約の中でも障害のある人の意思決定支援については
	大事であるといわれている部分でもあるので、ご本人の思いを尊重するというような
	ことも含め、どこかに記載があってもよいかと思いました。
委員	意見ですが、今回の計画の特徴として説明があった「全世代型地域包括ケアシステ
	ム」について、今後進めていく上でもポイントになってくるかと思いますので、どこ
	かに詳しく説明を入れられるとより良いものになるかと思います。他市町の計画で
太 旦	は、「にも包括」についての記載はありますが、このような記載はないので。
委員	63ページに意思疎通支援や情報提供体制に関する記載がありますが、聴覚障害の方への手が表現際についての記載がありますが、聴覚障害の方への手がありますが、聴覚障害の方への手がありますが、思覚障害の方のでは、
	の手話通訳等についての記載がありますが、視覚障害の方への支援として、タブレット等で使用できるアプリの活用等についても検討出来ると良いと思いました。
委員	意見になりますが、学校に関することについていくつかご意見をいただきましたの
安貝	で、私見を交えながら少しお話しさせていただきたいと思います。
	まず、57ページに関して、学校における性教育に関する話が出ましたが、障害のある
	子どもに対する性教育の充実が非常に大切であるということは、特別支援学級の担任
	等も理解をしております。各学校では教材を使用して性教育を行っておりますが、障
	害者向けに特化した内容にはなっていません。障害者向けという視点を入れることが
	必要であると分かりましたので、ご意見として頂戴して、今後気を付けていきたいと
	思います。
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを 組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中で
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを 組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中で オーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを 組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中で オーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を 中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを 組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中で オーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を 中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。 次に61ページ、虐待防止に関してですが、市の協力のもと「子ども・若者会議」とい うものを開催しております。その中では子どもの権利について大きく取り上げてい て、子どもたちに「自分たちの持つ権利はどのようなものがあるか」というところか
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中でオーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。次に61ページ、虐待防止に関してですが、市の協力のもと「子ども・若者会議」というものを開催しております。その中では子どもの権利について大きく取り上げていて、子どもたちに「自分たちの持つ権利はどのようなものがあるか」というところから、「虐待はあってはならないことである」という理解をしてもらうようなアプロー
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中でオーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。次に61ページ、虐待防止に関してですが、市の協力のもと「子ども・若者会議」というものを開催しております。その中では子どもの権利について大きく取り上げていて、子どもたちに「自分たちの持つ権利はどのようなものがあるか」というところから、「虐待はあってはならないことである」という理解をしてもらうようなアプローチをしております。また、子どもたちに虐待防止に係るカードを配布したり、個別の
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中でオーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。次に61ページ、虐待防止に関してですが、市の協力のもと「子ども・若者会議」というものを開催しております。その中では子どもの権利について大きく取り上げていて、子どもたちに「自分たちの持つ権利はどのようなものがあるか」というところから、「虐待はあってはならないことである」という理解をしてもらうようなアプローチをしております。また、子どもたちに虐待防止に係るカードを配布したり、個別の対応を行っているほか、令和3年度に子ども・若者センターが設置されたことで、学
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中でオーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。次に61ページ、虐待防止に関してですが、市の協力のもと「子ども・若者会議」というものを開催しております。その中では子どもの権利について大きく取り上げていて、子どもたちに「自分たちの持つ権利はどのようなものがあるか」というところから、「虐待はあってはならないことである」という理解をしてもらうようなアプローチをしております。また、子どもたちに虐待防止に係るカードを配布したり、個別の対応を行っているほか、令和3年度に子ども・若者センターが設置されたことで、学校関係者からの相談が迅速に行えるようになったと感じております。
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中でオーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。次に61ページ、虐待防止に関してですが、市の協力のもと「子ども・若者会議」というものを開催しております。その中では子どもの権利について大きく取り上げていて、子どもたちに「自分たちの持つ権利はどのようなものがあるか」というところから、「虐待はあってはならないことである」という理解をしてもらうようなアプローチをしております。また、子どもたちに虐待防止に係るカードを配布したり、個別の対応を行っているほか、令和3年度に子ども・若者センターが設置されたことで、学校関係者からの相談が迅速に行えるようになったと感じております。続いて、障害理解の推進に関して、対面でない形で当事者との交流を行いたいという
	思います。 2つ目に、精神疾患への理解促進について、学習指導要領に基づいてカリキュラムを組む中で、そこまでは踏み込めていない現状があります。ただ、今は中学生の中でオーバードーズ等のニュースが非常に多く見られておりますので、そのような視点を中学生から取り入れていくということの重要性は認識しております。次に61ページ、虐待防止に関してですが、市の協力のもと「子ども・若者会議」というものを開催しております。その中では子どもの権利について大きく取り上げていて、子どもたちに「自分たちの持つ権利はどのようなものがあるか」というところから、「虐待はあってはならないことである」という理解をしてもらうようなアプローチをしております。また、子どもたちに虐待防止に係るカードを配布したり、個別の対応を行っているほか、令和3年度に子ども・若者センターが設置されたことで、学校関係者からの相談が迅速に行えるようになったと感じております。

委員委員長	きないことはないと思いますので、これから検討していきたいと思います。 そして64ページ、避難所としての体育館の整備に関して、今年度ある学校に車いすの 児童が転校してきましたが、やはり体育館の動線について話題があがりました。私も 学校に行って確認しましたが、投票所として利用されている体育館であったためス ロープがありましたが、学校生活で使用して良いものか判断がつきませんでした。確 認したところ、使用可能であったため、今後使用していくこととなりましたが、学校 との調整が不十分である部分があるため、こういった場で分かったことは周知してい くよう、こちらでも対応していきたいと思っております。 ありがとうございました。本日の意見や質問を受けて、学校での実践について貴重な 情報共有をしていただきました。また、本会での意見を生かしていけるよう検討して くださるということにも感謝いたします。ありがとうございます。 さて、時間が迫ってきておりますけれども、ほかにご意見ございますでしょうか。
	確認ですが、2点ほど後日事務局から回答いただくことがございますので、対応をお願いいたします。 そして、本日いただいた意見を計画案に反映させる作業を行い、その後パブリックコメントの募集を行うという流れとなっております。その流れをご承知いただいたうえで、この計画案については、修正作業は事務局と私、委員長にお任せいただくということになりますけれども、修正案を策定していくということでお認めいただける方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(全員挙手)
委員長	ありがとうございます。多くの方からの挙手をいただきましたので、承認とさせていただきます。 事務局におかれましては、質問事項の回答、それから修正案の策定、そしてパブリックコメントの募集に向けての対応をお願いいたします。 それでは、これで次第1について終了とさせていただきます。
2 その他	
委員長	次第2、その他についてですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
委員	お手元に資料をお配りしておりますが、瀬戸市とNPO法人杏と一緒になって、文部科学省から委託を受けて学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業というのをやっております。3年目となる今年は、障害者のライフステージを学んでいただく講座や、卒業後の障害者の方にご参加いただいてフライングディスクを行ったり、まっとつながろ祭と同日開催でボッチャ大会を開催したりしました。12月には絵本を読むイベントがあり、来年1月13日には総まとめとしてコンファレンスを行います。パラリンピック競泳の金メダリストである河合純一さんにご講演いただくほか、文部科学省の方による施策説明や、成果報告等を行います。現地参加のほか、オンライン配信も行いますが、申し込んでくださった方には自分たちで作る冊子もお届けします。事業の委託は終わってしまいますが、次年度以降も障害者の生涯学習について何とかやっていけるように頑張りたいと思いますので、ぜひ多くの方に参加いただいて、お話を聞いていただけたらと思っております。
委員長	ありがとうございました。ほかの委員から何かございますでしょうか。
アドバイザー	11月に開催された県の地域アドバイザー会議で話題に上がったことについて、2点ほど報告させていただきます。 1点目が、県下全域で相談員が不足しているということで、特に児童について、セルフプラン率が高くなってきているとの現状があります。あわせて、ヤングケアラーの問題についても、昨今課題として挙がっておりますが、今後検討してかなければならないと思いますので、目を向けていただければと思います。 2点目は、報道でも言われている日中サービス支援型のグループホームに関する問題です。尾張東部圏域のほかに、海部圏域でも地域アドバイザーをしておりまして、圏域内には問題の法人が運営するグループホームが11ありますが、そこかしこで虐待ケースが発生しております。その事業所だけではないですが、自立支援協議会等で人

	·
アドバイザー	材育成や虐待防止の取り組みを行い、皆様の目で見て質の高い支援を行う地域になっ
	ていくようにご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員長	ありがとうございました。
	ほかの委員から何かございますでしょうか。よろしいですか。
	それでは、事務局から何かございますか。
事務局	それでは、事務局から2点、お伝えさせていただきます。
	まず、1点目でございますが、先ほど委員長からお話しもございましたが、パブリッ
	クコメントの募集につきまして、実施期間は令和6年1月5日から2月5日までを予
	定しておるところでございます。また、広報せと1月号にて募集に関する記事を掲載
	する予定となっております。
	計画案につきましては、社会福祉課のほか、各支所、市民サービスセンター、瀬戸市
	障がい者相談支援センター、瀬戸市社会福祉協議会、やすらぎ会館、瀬戸蔵、それか
	ら市のホームページでご覧いただけるように準備を進めてまいりたいと考えておりま
	すので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。
	それからもう1点、次回、本年度3回目の自立支援委員会につきましては、次第の下
	部に記載をさせていただいておりますとおり、令和6年2月29日木曜日午後2時か
	ら市役所4階、大会議室で開催させていただきます。今年度最後の委員会となります
	ので、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、ご予定くださいますようよろしくお願い
	申し上げます。
委員長	ありがとうございました。
	それでは、これをもちまして令和5年度第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会を終
	了といたします。
	本日は、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。お
	疲れさまでした。
閉 会	